政　令

農林水産省組織令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年九月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十九号

農林水産省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十号）の施行に伴い、並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項、第二十条第一項及び第三項並びに第二十一条第四項、農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十六条及び第十八条第二項、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百五十四条第三項、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十八条第十項、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第九十二条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第三十九条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第四十三条第五項、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二十五条第三項、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第四十二条第四項、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十一条第十項、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第六十条第五項並びに犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第四十一条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　内部部局　第一款　大臣官房及び局の設置等（第二条―第八条）」を「第二節　内部部局等　第一款　大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等（第二条―第九条）」に、「第九条―第十二条」を「第十条―第十三条」に、「第十三条―第三十三条」を「第十四条―第二十九条」に、「第三十四条―第四十二条」を「第三十条―第三十七条」に、「第四十三条―第五十条」を「第三十八条―第四十七条」に、「第五十一条―第六十四条」を「第四十八条―第六十二条」に、「第六十五条―第七十三条」を「第六十三条―第七十一条」に、「第六目　農村振興局（第七十四条―第八十五条）」を「第六目　農村振興局（第七十二条―第八十三条）」に、「第八十五条の二」を「第八十五条」に改める。

第一章第二節の節名及び同節第一款の款名を次のように改める。

第二節　内部部局等

第一款　大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等

第二条の見出し中「局」の下に「並びに政策統括官」を加え、同条第一項中「五局」の下に「並びに政策統括官一人」を加え、同条第二項中「検査部」を「検査・監察部」に改める。

第三条第一項中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　農林水産省の機構及び定員に関すること。

第三条第一項第七号を同項第四号とし、同項第八号中「機構及び定員」を「職員の衛生、医療その他の福利厚生」に改め、同号を同項第五号とし、同項第九号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　農林水産省の所掌事務に関する総合調整に関すること。

八　国会との連絡に関すること。

第三条第一項中第十号から第十二号までを削り、第十三号を第九号とし、第十四号から第十七号までを四号ずつ繰り上げ、第十八号を第十四号とし、同号の次に次の四号を加える。

十五　広報に関すること。

十六　農林水産省の保有する情報の公開に関すること。

十七　農林水産省の保有する個人情報の保護に関すること。

十八　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

第三条第一項第十九号中「職員の衛生、医療その他の福利厚生」を「行政の監察」に改め、同項中第二十一号を削り、第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十　農林水産省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関すること。

第三条第一項中第二十二号及び第二十三号を削り、第二十四号を第二十二号とし、同項第二十五号中「及び第七号」を削り、「第二十三条第四号、第三十六条第三号、第三十七条第一号並びに第四十五条第二号」を「第十八条第五号、第三十二条第三号、第四十一条第二号及び第四十六条第四号」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項中第二十六号を第二十四号とし、第二十七号を第二十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十六　農林水産省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

二十七　農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関する総合的な企画及び立案並びに推進に関すること。

第三条第一項中第三十四号を第三十五号とし、第三十三号を第三十四号とし、第三十二号の次に次の一号を加える。

三十三　国立国会図書館支部農林水産省図書館に関すること。

第三条第三項中「第一項第二十三号及び第三十二号」を「第一項第三十二号及び第三十三号」に改め、同条第四項中「検査部は、第一項第三十三号」を「検査・監察部は、第一項第九号（会計の監査に関することに限る。）、第十九号及び第三十四号」に改める。

第四条中第十六号を第十七号とし、第八号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第七号中「農林水産省の所掌事務に係る物資の消費の増進、改善及び調整」を「健全な食生活その他の食料の消費に関する知識の普及」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「第三十七条第三号」を「第三十二条第六号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「日本農林規格並びに」を削り、「第三十七条第二号」を「第三十二条第五号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　日本農林規格に関すること（食料産業局の所掌に属するものを除く。）。

第五条第二号中「第五十条第四号」を「第四十七条第四号」に改め、同条第三号中「流通」の下に「及び消費」を、「こと」の下に「（消費・安全局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第四号を次のように改める。

四　食文化の振興に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること。

第五条中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第七号中「農林水産省の所掌事務に係る資源の有効な利用の確保」を「農林水産業とその他の事業とを一体的に行う事業活動の促進を通じた新たな事業の創出」に改め、「立案」の下に「並びに推進」を加え、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）の施行に関すること。